

当局と日共=民青=スターリン主義者の斗争收拾 の法学部学生大会を許すな！

— 法院斗 —

全市大の学生、院生、教授員のみならず、とりわけ法学部学生の諸君。

四大学当局の校動隊導入による封鎖解除以来既に一月を経た。この間権力と抗争した当局の斗争圧力は陰鬱と進められ、早くも文科系学部では従来と全く変わらぬ内容でもって授業再開がなされている。このような中であつて法学部教授会は、そのもつと右翼的反動性をあらわし、一八教授会当局認定の「討論会」なるものをアッパレ、その後数回にわたるおしつけ集会を弄つことにまつた。法学部の斗争焦点をほかし、いたすら「正常化」への道をつづばした。そしてこの当局の斗争收拾策動に野合し、がかつた形で封鎖中はもつぱらネトライキ、アルバイトにセイをだし教授連との密目をかさねた。日共民青リスターリン主義者としてその追随者達がコッセンと姿を現し、校動隊の横で授業再開、学園民主化の呼びかけをやり、例の宮教集会に呼応し、それにのりつかり、何ら当局を追求することなく、法学部学生大会をもつべく様々の斗争收拾策動をかさねてきた。彼らの学生大会開催の基本的目標はオ一に法学部における「正式の代表」リ民青自治会の結成、オ二にそれにもとづく全学協会の決定機能のないただの「合同（一）の創設、オ三に彼らのいわゆる正常状態を維持するための全共斗その他の斗争部隊の追放、要するに彼らという民主化とは、全面的に日共民青の支配する状態を指すのである。これをよく明らかなように、民青諸君の提起するこの集会がまさしく、教授会と当局の意図する右翼路線と全く軌を一にするといふことが確然とさるものである。

そしてまた民青諸君は知らずにも、大学立法が制定されたのは全共民青力学生のせいといふやうな現れ、説明的思惑を政治的に大衆の前に押しつけ、大学立法がなされた背景、その本質を全くインペイしてしまつてゐる。即ち大学立法こそその法案が防衛二法、出入り管理法、改定健康法等々の反動立法と暗にしくして反響をきたした。またその適用対象が軍にその時点で斗争に参加してゐた学生に向けられたのではなく、三月や教員組合中にみられるように、まさしく日本帝国主义の全面的危機、そしてその背動を抑制するものであること等々からわかるように、まさしく日本帝国主义の全面的危機、そしてその背のアメリカ帝国主義と世界支配の全面防衛、即ちトルーマン大統領の「M」作戦は「バットナム」戦線における増進が、さくその因をなしていることに注目しなければならぬ。

いかえれば、七の字は候補、沖野斗等勝利という政治的スローガンの下に結集しつつある日本人民の大きな前進、とりわけ、八相田斗争以降戦時体制を脱してその地歩を固めさせた戦時学生、反戦青年、員会の前哨者の斗争の前進に呼応した政府ブルジョアシーの反革命政勢であることをわれわれはつきり確認しなければならぬ。従つて民青諸君のやうな、全共斗があられたから大学立法が通つた、などというのは全くのデタラメであり、まさしく大学立法こそ七の字安保をオ、わんとする学生の全面的弾圧、つたものであり、大学当局教授会こそそれらの弾圧をかついたものにはかならない。

八月三日大学立法制定以来、全四大学において武力と結びついた大学当局が、次々と校動隊を導入して戦時的學生運動の弾圧にのりだしたのも、このやうな本質を背景としてゐるのである。

市大当局が、校動隊により封鎖解除をなし、次々と校動隊常駐を延長し、こうに民青と野合して学内「常化」を達成しようとしてゐるのもこのやうな権力の意向を受けつてのことにはかならない。

以上のやうな意味において、今日の民青諸君主催の法学部学生大会は、当局、日共、民青、スターリン主義の一体となつた反革命校動政勢の一環をになうことが明らかであつて、われわれは断乎として糾弾しなければならぬ。

- 一 日共民青の民主化を進める民青法学部集会を粉砕せよ。
- 一 大学斗争の焦点をばかす授業再開反対。
- 一 法学部教授会は大量開校にたいして、

七十年安保相討。佐々藤詩実を阻止！！